



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年1月31日火曜日 第1730号

◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則.....57

告 示

- 地方総合開発区域設定及び四国地方総合開発審議会規約の廃止...57
- 液化石油ガス販売事業者の認定.....57
- 指定居宅サービス事業者の指定.....57
- 指定居宅介護支援事業者の指定.....58
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....58
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更.....58
- 指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....58
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....59
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....59
- 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....60
- 土地改良区営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....60
- 県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....60
- 建設業者の許可の取消し.....60
- 道路の区域変更（一般国道319号）.....61
- 道路の供用開始（ " ）.....61
- 道路の区域変更（県道大西波止浜港線）.....61
- 開発行為に関する工事の完了.....61
- 道路の位置の指定.....62

訓 令

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令.....62

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....62

公営企業公告

土地の売払い.....62

規 則

○愛媛県規則第1号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関

する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年1月31日

愛媛県知事 加戸守行

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「四国西南地方総合開発審議会委員」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第108号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成18年1月31日

愛媛県知事 加戸守行

- (1) 地方総合開発区域設定（昭和26年3月愛媛県告示第163号）
- (2) 四国地方総合開発審議会規約（昭和26年3月愛媛県告示第164号）

○愛媛県告示第109号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

平成18年1月31日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認 定 日 年 月 日
西宇和農業協同組合	柳 澤 玉 久	八幡浜市江戸岡一丁目12番10号	平成18年1月11日

○愛媛県告示第110号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成18年1月31日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870201245	有限会社アクティブライフ	愛媛県今治市阿方甲13-1	通所介護	アクティブライフデイサービスハウス夢	愛媛県今治市阿方甲18-3-1	平成17年12月1日
3870300864	有限会社三幸	愛媛県南宇和郡愛南町家串930番地	認知症対応型共同生活介護	グループホームつしま	愛媛県宇和島市津島町高田甲83の1	平成17年12月1日
3870400540	株式会社ベルワイド	愛媛県八幡浜市字新町272番1	特定施設入所者生活介護	おる d e 新町介護付有料老人ホーム	愛媛県八幡浜市字新町272番1	平成17年12月1日

3870105420	有限会社きぬやまの里	愛媛県松山市中村二丁目8番27号	通所介護	デイサービスなかむら	愛媛県松山市中村二丁目8番27号	平成17年12月2日
3870400557	株式会社ベルワイド	愛媛県八幡浜市字新町272番1	通所介護	おるde新町デイサービスセンター	愛媛県八幡浜市字新町272番1	平成17年12月5日
3870700501	有限会社和みの会	愛媛県大洲市新谷乙917番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム春のうらら	愛媛県大洲市新谷乙917番地1	平成17年12月5日
3870105438	有限会社アイエムユー	愛媛県松山市居相三丁目14-18	訪問介護	訪問介護事業所アロハ居相	愛媛県松山市居相三丁目14-18	平成17年12月12日
3870105479	日本ケアシステム株式会社	愛媛県松山市二番町一丁目5番地7	通所介護	デイサービスセンターよろこび	愛媛県松山市堀江町甲2082-1	平成17年12月16日
3870105487	医療法人福井整形外科麻酔科	愛媛県松山市久米窪田町784番地1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム杜の里	愛媛県松山市鷹子町185番地1	平成17年12月20日
3871400267	株式会社新風会	愛媛県大洲市徳森野田1477番地1プレスロービル4階	認知症対応型共同生活介護	グループホーム蒼月	愛媛県西予市宇和町岡山545番地	平成17年12月26日
3870105511	有限会社葵星	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	通所介護	デイサービスセンターあおいほし	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	平成17年12月28日

○愛媛県告示第111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。
平成18年1月31日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870105446	有限会社アイエムユー	愛媛県松山市居相三丁目14-18	居宅介護支援	居宅介護支援事業所アロハ居相	愛媛県松山市居相三丁目14-18	平成17年12月12日
3870105503	有限会社葵星	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所あおいほし	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	平成17年12月28日

○愛媛県告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成18年1月31日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870500653	株式会社サン	愛媛県新居浜市久保田町1-8-12	訪問介護	株式会社サン訪問介護サービス	愛媛県新居浜市中須賀町1-4-24	愛媛県新居浜市久保田町3-3-28	平成17年12月2日

○愛媛県告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。
平成18年1月31日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3873100022	医療法人弘仁会	愛媛県西条市三津屋南9-10	居宅介護支援	丹原町在宅介護支援センター	ケアプランセンターあすか	愛媛県西条市丹原町古田167-1	平成17年12月1日

○愛媛県告示第114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護 事業者の名称 又は氏名	開設者の 事務所 又は 住所	主たる 所在地	サービス の種類	指定居宅介護支援事業所			届出 年月日
					名称	所在地	変更後	
3870500679	株式会社サン	愛媛県新居浜市久保田 町1-8-12	居宅介護 支援	株式会社サン居宅介 護支援事業所	愛媛県新居浜市久 保田町1-8-12	愛媛県新居浜市久 保田町3-3-28	平成17年 12月2日	

○愛媛県告示第115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ松山中央店
松山市中央2丁目70番地1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社建匠アシスト
松山市衣山五丁目723番地5
代表取締役 野間建作
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
・株式会社西松屋チェーン
兵庫県姫路市飾東町庄266番地1
代表取締役 大村禎史
・大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市堀南704番地5
代表取締役 大賀昭司
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年6月28日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,327.89平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
102台
イ 駐輪場の収容台数
101台
ウ 荷さばき施設の面積
144.55平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
49.815立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
・大黒天物産株式会社：24時間
・株式会社西松屋チェーン：開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
・大黒天物産株式会社：午前6時から午後10時まで
・株式会社西松屋チェーン：午前9時から午前12時まで

2 届出年月日

平成17年12月27日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第116号

松山市南吉田町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市南吉田町土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市南吉田町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年2月1日から2月28日まで

3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第 117 号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・横通地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・横通地区）計画書の写し
 - (2) 久万高原町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成18年 2月 1日から 2月28日まで
- 3 縦覧場所
久万高原町役場

○愛媛県告示第 118 号

東温市樋口土地改良区営県単独土地改良事業日吉谷地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第52条の 2 第 4 項において準用する同

○愛媛県告示第 120 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 14) 第11608号	平成14年 7月 4日	八塚鉄工建設(株)	八塚 玲治	今治市宮窪町宮窪2268	平成17年 12月 1日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13) 第14734号	平成13年 4月27日	山本産業	山本 昭三	松山市畑寺 3 - 14 - 27	平成17年 12月 5日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 15) 第14097号	平成15年 9月18日	(有)環境設計設備	森 朋茂	東温市樋口1158 - 4	平成17年 12月 6日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第10480号	平成14年 4月 8日	(有)菅野明電気	菅野明比己	松山市水産町1199 - 11	平成17年 12月 8日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第12995号	平成15年 3月10日	セイケ電気	清家 志郎	北宇和郡鬼北町大字生田34	平成17年 12月 9日	電気工事業 管工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 16) 第15556号	平成16年 6月14日	篠崎商会	篠崎 禎昭	松山市太山寺町714 - 1	平成17年 12月15日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 15) 第14029号	平成15年 6月 8日	三好塗装	三好 賢一	四国中央市金生町山田井1141 - 1	平成17年 12月16日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12) 第5875号	平成12年 12月22日	高橋建築	高橋 国廣	西予市宇和町明間1009	平成17年 12月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第14684号	平成13年 1月15日	(有)松本組	松本 龍次	大洲市柚木482 - 4	平成17年 12月20日	建築工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 17) 第15775号	平成17年 7月 8日	(株)山重組	山内 一臣	西予市宇和町新城1015	平成17年 12月20日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成18年 2月 1日から 2月28日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所

○愛媛県告示第 119 号

県営中山間地域総合整備事業南宇和地区（中川工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成18年 2月 1日から 2月28日まで
- 3 縦覧場所
愛南町役場一本松支所

(般 - 16)第11098号	平成16年 6月14日	西崎電気水道	西崎 良文	南宇和郡愛南町御荘平 城659	平成17年 12月21日	土木工事業 電気工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12)第13315号	平成13年 2月20日	阿部岩工業	阿部 岩男	今治市国分2 - 1 - 51	平成17年 12月26日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第9758号	平成17年 3月4日	みやこ建装(株)	宇都宮藤真	松山市古川北1 - 11 - 1	平成17年 12月28日	屋根工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第 121 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	四国中央市中之庄町字土山乙100番 6 から 同市中曾根町字新林乙338番14まで	旧	メートル 4 6 ~ 51 6	キロメートル 0 723	
			新	4 6 ~ 51 6 14 9 ~ 108 7	0 723 0 590	

○愛媛県告示第 122 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市中之庄町字土山乙100番 6 から 同市中曾根町字新林乙338番14まで	平成18年 2月 2日 17 : 00

○愛媛県告示第 123 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大西波止浜港線	今治市大西町九王甲2482番11	旧	メートル 17 4 ~ 17 8	キロメートル 0 013	
			新	19 5 ~ 22 8	0 013	
"	"	今治市大西町九王甲2438番から 同町九王甲2430番 2 まで	旧	20 5	0 017	
			新	20 5 ~ 29 0	0 017	

○愛媛県告示第 124 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成18年 1月31日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建(開)第64号 平成18年1月13日	東温市南方字八幡森2070番4、2070番5、2070番6、2104番2、2104番3、2105番3、2106番3、2107番3、2107番4、2109番6、2115番4、2116番7、2116番9、2105番3地先水路、2106番3地先農道、2109番6地先農道、2109番6地先水路及び2116番7地先農道	松山市北土居町419番地2 株式会社上浮穴産業 代表取締役 西岡 貞夫

○愛媛県告示第125号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年1月31日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

大洲市西大洲字ヤ斯巴甲536番1、甲538番1、甲540番1、甲545番1、甲545番4及び甲546番3

2 申請人の住所氏名

大洲市東大洲137番

トミナガ不動産有限会社 代表取締役 富永 邦茂

3 図面省略

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般
地 方 局
保 健 所

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年1月31日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第9号中「同部3の項第11号」を「同部4の項第11号」に改め、同条第4項中「6の部3の項」を「6の部4の項」に改める。

別表環境保全課の表6の部1の項中(3)の次に次のように加える。

(4) 廃止の届出の受理(第11条の2)		
----------------------	--	--

別表環境保全課の表6の部4の項事項の欄中「浄化槽清掃業者」の下に「、浄化槽保守点検業者、浄化槽管理士」を加え、同項を同部5の項とし、同部3の項を同部4の項とし、同部2の項(3)同欄中「改善措置」を「保守点検又は清掃についての改善措置」に改め、同項(3)を同項(6)とし、同項(2)同欄中「助言」を「保守点検又は清掃についての助言」に改め、同項中(2)を(5)とし、(1)を(4)とし、(4)の前に次のように加える。

(1) 水質検査についての指導及び助言(第7条の2第1項、第12条の2第1項)		
(2) 水質検査についての勧告(第7条の2第2項、第12条の2第2項)		
(3) 水質検査命令(第7条の2第3項、第12条の2第3項)		

別表環境保全課の表6の部中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 水質検査に係る報告書の受理(第7条第2項、第11条第2項)		
---------------------------------	--	--

附 則

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成18年1月31日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム玉泉	伊予郡松前町北川原33番地1
軽費老人ホーム	ケアハウス玉泉	伊予郡松前町北川原33番地1

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年1月31日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積
松山市北持田町128番5
宅地
146.90平方メートル

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 2794

イ 入札心得書の交付方法
アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所
平成18年 2月27日(月)午後 2 時
売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時
平成18年 3月 6日(月)午後 2 時

(2) 入札及び開札の場所
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県公営企業管理局大会議室

(3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から 5 年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

--	--